



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年3月7日(月) 号外(第1号)

目次

告示

○知事指定薬物の指定(薬務課)

ページ

2

■ 告 示

◎群馬県告示第45号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例(平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年3月7日

群馬県知事 山本 一 太

1 知事指定薬物の名称

- (1) エチル=2-[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]-3,3-ジメチルプタノアート(通称名5F-EDMB-PICA、5F-EDMB-2201)及びその塩類
- (2) 2-(3-メトキシフェニル)-2-(プロピルアミノ)シクロヘキサン-1-オン(通称名Methoxpropamine、MXPr)及びその塩類
- (3) 2-[(4-エトキシフェニル)メチル]-5-ニトロ-1-[2-(ピロリジン-1-イル)エチル]-1H-ベンゾ[d]イミダゾール(通称名Etonitazepyne、N-Pyrrolidino Etonitazene)及びその塩類
- (4) 1,2-ジフェニル-2-(ピロリジン-1-イル)エタン-1-オン(通称名α-D2PV、A-D2PV)及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和4年3月8日

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111